

d. 2014（平成 26）年改正（2015 年 6 月施行）のポイント（図 介護保険制度の主な改正内容について）

①地域包括ケアシステムの構築

- 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実（在宅医療・介護連携、認知症施策の推進等）。
- 全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化。

②費用負担の公平化

- 低所得の第一号被保険者の保険料の軽減割合を拡大。
- 一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ（平成 27 年 8 月）。

介護保険制度の改正の主な内容について

①地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防を充実。

サービスの充実

○ 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実

- ①在宅医療・介護連携の推進
- ②認知症施策の推進
- ③地域ケア会議の推進
- ④生活支援サービスの充実・強化

- * 介護サービスの充実は、前回改正による 24 時間対応の定期巡回サービスを含めた介護サービスの普及を推進
- * 介護職員の処遇改善は、27 年度介護報酬改定で対応

重点化・効率化

①全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化

- * 段階的に移行（～29 年度）
 - * 介護保険制度内でのサービス提供であり、財源構成も変わらない。
 - * 見直しにより、既存の介護事業所による既存サービスに加え、NPO、民間企業、住民ボランティア、協同組合等による多様なサービスの提供が可能。これにより、効果的・効率的な事業も実施可能。
- ②特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護 3 以上に重点化（既入所者は除く）
- * 要介護 1・2 でも一定の場合には入所可能

②費用負担の公平化

低所得者の保険料軽減を拡充。また、保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担を見直す。

低所得者の保険料軽減を拡充

○ 低所得者の保険料の軽減割合を拡大

- ・ 給付費の 5 割の公費に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大（※軽減例・対象は完全実施時のイメージ）
- * 保険料見直し：第 6 期 5,500 円程度→2025 年度 8,200 円程度
- * 軽減例：年金収入 80 万円以下 5 割軽減→7 割軽減に拡大
- * 軽減対象：市町村民税非課税世帯（65 歳以上の約 3 割）

重点化・効率化

①一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ

- ・ 2 割負担とする所得水準は、65 歳以上高齢者の上位 20% に該当する合計所得金額 160 万円以上（単身で年金収入のみの場合、280 万円以上）。ただし、月額上限があるため、見直し対象の全員の負担が 2 倍になるわけではない。
 - ・ 医療保険の現役並み所得相当の人は、月額上限を 37,200 円から 44,400 円に引上げ
- ②低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加
- ・ 預貯金等が単身 1000 万円超、夫婦 2000 万円超の場合は対象外
 - ・ 世帯分離した場合でも、配偶者が課税されている場合は対象外
 - ・ 給付額の決定に当たり、非課税年金（遺族年金、障害年金）を収入として勘案
 - * 不動産を勘案することは、引き続きの検討課題

○ このほか、「2025 年を見据えた介護保険事業計画の策定」、「サービス付高齢者向け住宅への住所地特例の適用」、「居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲・小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行」等を実施

図 介護保険制度の主な改正内容について

[厚生労働省：平成 26 年（2014 年）介護保険法改正，2014]

e. 2017（平成 29）年改正（2018 年 6 月施行）のポイント（図 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険等の一部を改正する法律のポイント）

- ① 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）
 - 全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化。
- ② 医療・介護の連携の推進等（介護保険法，医療法）
 - 「日常的な医学管理」，「看取り・ターミナル」等の機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた，介護医療院の創設。
- ③ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法，介護保険法，障害者総合支援法，児童福祉法）
 - 介護保険と障害福祉制度に新たな共生型サービスを位置づけ。
- ④ 2 割負担者のうち特に所得の高い層の利用者負担割合を 3 割とする，介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止，地域共生社会の実現を図るとともに，制度の持続可能性を確保することに配慮し，サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

全市町村が保険者機能を発揮し，自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ・ 国から提供されたデータを分析の上，介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設 ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備（その他）
- ・ 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
- ・ 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法，医療法）

① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と，「生活施設」としての機能を兼ね備えた，新たな介護保険施設を創設

※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については，6 年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には，転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

② 医療・介護の連携等に関し，都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法，介護保険法，障害者総合支援法，児童福祉法）

- ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り，福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため，介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける（その他）
- ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設，前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
- ・ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2 割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を 3 割とする。（介護保険法）

5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

- ・ 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64 歳の保険料）について，被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

※平成 30 年 4 月 1 日施行。（II 5 は平成 29 年 8 月分の介護納付金から適用，II 4 は平成 30 年 8 月 1 日施行）

図 介護サービスの種類

[厚生労働省：平成 29 年（2017 年）介護保険法改正，2017]